

四日市市上下水道局管理規程第3号

四日市市上下水道局処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月1日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市上下水道局処務規程の一部を改正する規程

四日市市上下水道局処務規程（昭和33年水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第2条の2 管理部に次の課を置く。 総務課 経営企画課 お客様センター 生活排水課 2 技術部に次の課を置く。 施設課 水道建設課 水道維持課 下水建設課 <u>下水維持課</u>	第2条の2 管理部に次の課を置く。 総務課 経営企画課 お客様センター 生活排水課 2 技術部に次の課を置く。 施設課 水道建設課 水道維持課 下水建設課
第2条の3 管理部の課に次の係を置く。 総務課 総務係 管財係 契約係 経営企画課 企画計画係 水道財政係	第2条の3 管理部の課に次の係を置く。 総務課 総務係 管財係 契約係 経営企画課 企画計画係 水道財政係

下水財政係
お客様センター
料金係
給水審査係
生活排水課
浄化槽指導係
水洗化普及係

2 技術部の課に次の係を置く。

施設課
水道施設係
下水施設係
水道建設課
水道建設係
管路安全係
水道維持課
管理保全係
維持補修係
下水建設課
建設第1係
建設第2係
建設第3係

下水維持課
維持第1係
維持第2係

第7条 部課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

管理部
総務課 (略)
経営企画課 (略)
お客様センター

下水財政係
お客様センター
料金係
給水審査係
生活排水課
浄化槽指導係
水洗化普及係

2 技術部の課に次の係を置く。

施設課
水道施設係
下水施設係
水道建設課
水道建設係
管路安全係
水道維持課
管理保全係
維持補修係
下水建設課
下水建設第1係
下水建設第2係
下水建設第3係
工務係

第7条 部課及び係の事務分掌は、次のとおりとする。

管理部
総務課 (略)
経営企画課 (略)
お客様センター

料金係

(1)から(10)まで (略)

(11) 下水道事業受益者負担金の
収納及び還付並びに滞納及
び欠損処分に関すること。

(12)から(16)まで (略)

給水審査係 (略)

生活排水課 (略)

技術部

施設課 (略)

水道建設課 (略)

水道維持課 (略)

下水建設課

建設第1係

建設第2係

建設第3係

(1)から(3)まで (略)

(4) 課の庶務に関すること。(建
設第1係に限る。)

料金係

(1)から(10)まで (略)

(11) 下水道事業受益者負担金の
収納及び還付並びに滞納及
び欠損処分に関すること。

(12)から(16)まで (略)

給水審査係 (略)

生活排水課 (略)

技術部

施設課 (略)

水道建設課 (略)

水道維持課 (略)

下水建設課

下水建設第1係

下水建設第2係

下水建設第3係

(1)から(3)まで (略)

(4) 課の庶務に関すること。(下
水建設第1係に限る。)

工務係

(1) 公共下水道、都市下水路、コ
ミニティ・プラント及び農業集
落排水施設の修繕に係る土木工
事等の設計及び施行に関するこ
と。

(2) 公共下水道、都市下水路、コ
ミニティ・プラント及び農業集
落排水施設の維持管理に関する
こと。

(3) 主管工事の監督及び竣工検
査に関すること。

(4) 公共下水道、都市下水路、コ

下水維持課

維持第1係

維持第2係

- (1) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の更新及び修繕に係る土木工事等の設計及び施行に関すること。
- (2) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の維持管理に関すること。
- (3) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の要望事業に係る土木工事等の設計及び施工に関すること。
- (4) 主管工事の監督及び竣工検査に関すること。
- (5) 公共下水道、都市下水路、コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の台帳の整備保管に関すること。
- (6) 所管に係る資材の管理に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。(維持第1係に限る。)

コミュニティ・プラント及び農業集落排水施設の台帳の整備保管に関すること。

- (5) 所管に係る資材の管理に関すること。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(上下水道局管理部総務課)